

工事請負業者の選定等に関する達(平成6年7月1日達第7号)(抄)

(一般競争に参加させることができる者)

第2条 一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる者でないこと。
- イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ロ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ハ 第6条に定める一般競争参加資格審査申請書(建設工事)若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ニ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(定期の一般競争参加資格審査(第7条に規定する一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。))にあつては告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第一の一の2に規定する審査基準日が第6条の2第1号の理事長が定める期間の末日の1年7月前の日以後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。次号イにおいて同じ。)を受けていない者
- ホ 共同企業体で、その構成員にイからニまでに該当する者を含むもの

(一般競争に参加させないことができる者)

第2条の2 一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 発注者が行う検査又は監督を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。